

○岡山市瀬戸町郷土館条例

平成18年12月27日

市条例第138号

改正 平成20年12月25日市条例第71号

(設置)

第1条 郷土に関する歴史、民俗等に関する資料の収集、保存及び展示を行い、もって市民の文化的向上及び調査研究に資することを目的として、岡山市東区瀬戸町観音寺567番地に岡山市瀬戸町郷土館（以下「郷土館」という。）を設置する。

(事業)

第2条 郷土館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理、保存及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査及び研究に関すること。
- (3) 文化向上の普及及び啓蒙に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な業務に関すること。

(入館の許可及び入館料)

第3条 郷土館に入館しようとする者は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 郷土館の入館料は、無料とする。

(禁止事項)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 施設、設備又は展示物を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その他郷土館の管理上支障があるとき。

(損害賠償)

第5条 利用者は、郷土館の資料、施設等をき損し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年1月22日から施行する。

附 則（平成20年市条例第71号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。